尼崎市 Amagasaki City

令和８年（2026 年）10 月 30 日	
所　属	災害対策課
所属長	清水　計秀
電　話	06－6489－6165

災害発生時における物資の輸送等及び備蓄保管場所の提供等に関する協定を締結します

１　目的

平時の備蓄品の保管から災害時の物資輸送・集配までを一体的に確保し、災害対応力を強化することを目的とし、尼崎南運輸株式会社と、災害発生時における物資の輸送等及び備蓄保管場所の提供等に関する協定を締結します。

２　協定相手先

尼崎南運輸株式会社　（兵庫県尼崎市元浜町１丁目 83 番）

３　協定締結式

日時：令和８年（2026 年）11 月６日（金）午前 11 時 15 分～午前 11 時 45 分
場所：尼崎市役所　南館２階　市長室

４　協定内容

⑴　同社の物流施設を集配拠点等として開設すること
⑵　物資の荷下ろし、仕分け、積込み、物資の一時保管、配送等
⑶　⑵に必要な人員または資機材の貸与
⑷　物資の輸送管理等に関する助言、指導等
⑸　尼崎市内の備蓄拠点、集配拠点等から避難所等への物資輸送
⑹　物資を避難所等から在宅避難者等へ配送
⑺　平時において、備蓄保管場所における災害用備蓄品の受入れ、保管、入替え及び輸送等

５　協定期間

協定締結日（令和８年 11 月６日）から令和９年３月 31 日まで（1 年ごとの更新）

以　上



同社保有車両



同社管理倉庫

災害発生時における物資の輸送等及び備蓄保管場所の提供等に関する協定書

令和８年１１月６日

（甲）　尼崎市東七松町１丁目23番１号
尼崎市
代表者　尼崎市長　松本　眞

（乙）　尼崎市元浜町１丁目83番
尼崎南運輸株式会社
代表取締役　中島　孝博

尼崎市（以下「甲」という。）と尼崎南運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における物資の輸送等及び備蓄保管場所の提供等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地及び避難所等に供給するために必要な事項並びに平時における災害用備蓄品の保管場所の提供等に関する事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　災害　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。

⑵　災害発生時　尼崎市内で災害が発生し、若しくは尼崎市外の地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが生じたときをいう。

⑶　集配拠点等　災害発生時に必要な物資を被災地及び避難所等に供給するため、甲と乙が協力して運営する施設で、物資の荷卸し、仕分け、積込み、物資の一時保管、配送等を一括して行う機能（以下「荷捌き機能」という。）を備えたものをいう。

⑷　避難所等　避難所その他災害の被災者の救済につながる場所で甲が指定するものをいう。

⑸　備蓄拠点　尼崎市内で防災に関する物資及び資材を備蓄している施設をいう。
⑹　在宅避難者等　災害で被災した者で、災害発生時に居住していた住宅その他当該住宅の周辺の空地等で生活する者をいう。
⑺　災害用備蓄品　大規模な災害の発生に備え、甲があらかじめ調達し、避難所等における避難者の生活に必要な物資として保管する食料、飲料水その他の生活必需品及びこれらに付随する資機材をいう。
⑻　備蓄保管場所　本協定において定める乙の施設のうち、甲が平時から災害用備蓄品を保管するために提供を受ける場所をいう。

（協力の内容）
第３条　この協定において、甲が乙に要請する協力の内容は次のとおりとする。
⑴　乙が保有し、又は管理する物流施設を集配拠点等として開設すること。
⑵　甲が保有し、又は管理する施設を集配拠点等として開設する場合において、荷捌き機能の実施に必要な人員を派遣し、これに必要な資機材を甲に貸与すること。
⑶　集配拠点等を甲と連携して運営すること。
⑷　災害発生時に甲が設置する救援物資対策チームへ人員を派遣し、物資の輸送管理等に関する助言、指導等を行うこと。
⑸　尼崎市内の備蓄拠点、集配拠点等から避難所等へ物資を輸送すること。
⑹　避難所等から物資を在宅避難者等へ配送すること。
⑺　平時において、備蓄保管場所における災害用備蓄品の受入れ、保管及び輸送に関し、必要な協力を行うこと。

（協力の要請）
第４条　甲は、乙に前条（第 7 号を除く。）に定める協力を要請するときは、乙に要請書（様式第１号）を提出することにより行うものとする。ただし、要請書を提出する時間的余裕がないことが明らかであるときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限りその実施に努めるものとする。ただし、乙が被災状況等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。
３　乙は、甲から第１項の規定による要請を受け、前項の規定により対応した場合は、その内容を報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がないことが明らかであるときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（備蓄保管場所の提供）

第５条　乙は、乙が賃借するロジポート尼崎（尼崎市扇町 20-208）の一部について、甲が平時から災害用備蓄品を保管する場所として、甲に提供するものとする。

２　甲は、備蓄保管場所において保管する災害用備蓄品の管理について、自らの責任において行うものとし、乙は、災害用備蓄品の備蓄保管場所の提供以外の管理責任を負わないものとする。

３　乙は、施設の改修、賃貸借契約の変更その他やむを得ない事情により備蓄保管場所の提供を継続することが困難となった場合は、あらかじめ甲にその旨を通知するものとし、甲及び乙は、当該場所の変更又は本協定の見直しについて協議するものとする。

４　備蓄保管場所において保管する甲の災害用備蓄品について、乙の責めに帰すことができない事由（地震、火災その他の災害等）により損傷又は滅失が生じた場合は、乙はその責任を負わないものとする。

５　甲は、災害用備蓄品の搬入又は搬出を行うときは、あらかじめ乙にその日時を連絡するものとする。

６　甲は、災害用備蓄品の搬入又は搬出を行ったときは、その都度、別記様式（様式第 3 号）によりその内容を乙に報告し、甲乙双方において当該内容を共有するものとする。

７　備蓄保管場所の提供は無償とし、これに係る光熱費、共益費その他の費用(第６条第３項に規定する輸送に係る費用を除く。)は、乙の負担とする。

８　平時における災害用備蓄品の輸送(備蓄保管場所への搬入及び備蓄保管場所からの搬出に係るものを含む。)の実施の可否及び方法については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（費用負担）

第６条　第４条第１項の規定による協力の要請に基づき乙が実施した業務に係る費用については、災害発生時の直前の適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。（この場合において、必要がある場合は、甲、乙協議の上、適正価格の算定について別に覚書を取り交わすものとする。）

２　甲は、乙から前項の規定により決定した費用の適法な請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

３　乙が平時における災害用備蓄品の輸送を行った場合に要する費用は、甲が負担するものとし、その額は、第１項の規定にかかわらず、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡責任者の選任）
第７条　甲及び乙は、この協定に基づく甲に対する乙の支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（損害補償）
第８条　この協定に定める業務の実施により第三者に損害を与えた場合には、その損害の帰責事由のある者が損害賠償責任を負うものとし、帰責事由を負う者が不明な場合は、甲、乙協議の上、その第三者への賠償に係る事務を行う者を決定した上で、対処するものとする。
２　甲、乙のそれぞれに属する人員に損害が発生した場合の補償については、甲、乙それぞれの補償に係る規程に基づき補償を行うものとする。

（第三者への業務の委託）
第９条　乙は、この協定に定める業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、委託先の行為について自らが当該業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

（防災訓練等への参加）
第１０条　乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練等の防災に関する事業への参加に努めるものとする。

（秘密の保持）
第１１条　甲及び乙は、この協定に基づく業務により知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を第１条に掲げる目的以外の目的で使用してはならない。また、秘密情報を相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和９年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了１か月前までに甲又は乙のいずれかから解消又は変更の申出がないときは、有効期間を１年間更新するものとし、その後においても、同様とする。

（定めのない事項等の処理）
第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協

議の上処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙押印の上、各１通を保有する。

以　上

様式第１号（第４条第１項関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

物資の輸送等に係る協力要請書

様

（要請者）
尼崎市災害対策本部長（尼崎市長）

「災害発生時における物資の輸送等及び備蓄保管場所の提供等に関する協定書」に基づき要請します。

１　協力の内容

２　災害の状況

３　協力を必要とする理由

４　協力を必要とする期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

５　担当者の氏名及び連絡先

６　その他必要な事項

尼崎市災害対策本部
所属班
担当者
電話番号

様式第２号（第４条第３項関係）

令和　　年　　月　　日

物資の輸送等に係る協力報告書

　　年　　月　　日付　第　　号の物資の輸送等に係る協力要請書により次のとおり協力したことを報告します。

１　協力の内容

２　協力を実施した期間

　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３　担当者の氏名及び連絡先

４　その他必要な事項

様式第３号（第５条第６項関係）

災害用備蓄品搬入出報告書

報告日	令和　　年　　月　　日
報告者（甲）	尼崎市災害対策課　　氏名（　　）
報告先（乙）	尼崎南運輸株式会社　氏名（　　）

１　搬入出明細

搬入出年月日	区分	品目	数量	搬入出後の保管数量	備考
	搬入・搬出				
	搬入・搬出				
	搬入・搬出				
	搬入・搬出				
	搬入・搬出				

※　「区分」欄は該当する項目（搬入・搬出）を〇で囲むこと。「搬入出後の保管数量」欄は、当該搬入又は搬出後における当該品目の保管場所全体の在庫数量を記載すること。

２　保管場所全体の在庫数量（現在高）

品目	在庫数量（現在高）	保管場所	備考

※　保管場所（ロジポート尼崎内乙使用部分）に保管している災害用備蓄品の全品目について、本報告時点の在庫数量を品目ごとに記載すること。